

通 勤 手 当 質 疑 応 答 集

平成24年 2 月

兵庫県教育委員会

【 目 次 】

支給単位期間について

P 1 ～ P 4

届出について

P 5

返納について

P 6 ～ P 7

通勤経路等について

P 8 ～ P 11

臨時的任用職員の取扱いについて

P 12 ～ P 14

監査等指摘事項

P 15

認定事務に際して疑義が生じた場合は、教育事務所の相談窓口へ問い合わせてください。

支給単位期間について

Q 1 転居の翌日が週休日・休日であるため通勤の事実がない場合について、転居後の支給単位期間の開始は現に通勤した日とするのか。

A 転居の翌日を新たな支給単位期間の開始日とする。

なお、転居日において、転居後の住居からの通勤の事実がある場合は転居日を新たな支給単位期間の開始日とする。

Q 2 採用後すぐに転居した場合において、6箇月定期券で支給し、返納を行うのか。

A 異動・採用に伴って転居する場合については、当該異動等後の支給単位期間の開始日（異動等の日）において転居することが明らかであることから、支給単位期間を調整し支給する。

ただし、異動等後の支給単位期間の開始日（異動等の日）において転居する日が明らかでない場合については支給単位期間の調整は行わない（返納制度により対応）。

Q 3 産休のように予め長期の休暇がわかっている場合でも6箇月定期で支給するのか。

A 産休は予め（支給単位期間の開始日時点）返納事由に該当することがわかっているため、支給単位期間を調整し支給する。なお、予め把握できない休暇等は返納による。

Q 4 通勤届が事実発生日後15日を経過してから提出された場合の支給単位期間の起算日はいつになるのか。

A 支給開始の場合

届出を受理した日から開始する。

手当額変更の場合

- ・ 減額改定

届出の事実が発生した日から新たな支給単位期間を開始する。

- ・ 増額改定

届出を受理した日から新たな支給単位期間を開始する。

変更前の支給単位期間については新たな支給単位期間の開始日の前日に終了

Q 5 電車及びバスを利用し通勤する場合に、乗り継ぎ割引定期が発行されているときは、乗り継ぎ割引定期で認定すべきか。

A 乗り継ぎ割引定期による場合とそれぞれによる場合とを比較し低廉となる方による。

【例】・乗継割引定期：50,000円（3ヶ月）

・通常定期：電車55,000円（6ヶ月） バス25,000円（3ヶ月）

乗継割引定期 < 通常定期 → 乗継割引定期による
100,000円（6ヶ月） 105,000円（6ヶ月）

Q 6 病気休暇等の通勤しないこととなる期間の初日又は最終日に、週休日・休日が引き続いている場合に当該週休日・休日は、通勤しないこととなる期間として取扱うのか。

A 通勤しないこととなる期間として取り扱う。

なお、週休日・休日以外の通勤しないこととなる日（年次休暇、特別休暇等）も同様に取扱う。

【例】・金曜日まで病気休暇を取得し、月曜日から勤務

・新たな支給単位期間の開始日：12月8日

11月		12月								
～	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9
～	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
病気休暇							週休日		勤務	
通勤しないこととなる期間										

【例】・金曜日まで勤務し、月曜日から産前の特別休暇を取得

・1か月以上通勤しないこととなる日の起算日：12月6日（産前の特別休暇を取得することが、12月6日以前から明らかである（休暇が承認されている。）ため通算する。）

12月										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	～
勤務					週休日		産休（特別休暇）			
					通勤しないこととなる期間					

Q 7 正規職員にかかる支給単位期間の調整とは具体的にどのようなものか。

A

【交通機関の場合】

支給単位期間の開始日が4月1日又は10月1日でない場合に、支給単位期間の終了日を9月30日又は3月31日となるように調整し、調整期間（支給単位期間の開始日～9月30日又は3月31日まで）を1つの支給単位期間とし、最も低廉となる手当額を一括支給する。

（例）5月28日転居（転居後の支給単位期間の開始日：5月29日）

	5/29	10/1	3/31
支給単位期間	4 箇月 2 日（5/29～9/30）		6 箇月（10/1～3/31）
支 給 額	3 箇月定期 + 1 箇月定期 + 回数券		6 箇月定期

【交通用具の場合】

支給単位期間の開始日が月の初日でない場合に、支給単位期間を開始日の属する月の末日までとなるように調整し、日割りにより支給する。

（例）5月28日転居（転居後の支給単位期間の開始日：5月29日）

	5/29	6/1	6/30
支給単位期間	3 日（5/29～5/31）		1 箇月（6/1～6/30）
支 給 額	日割り		1 箇月手当額

【交通機関と交通用具の併用者の場合】

- ・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合
交通機関及び交通用具のそれぞれの方法により調整を行う。
- ・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合
交通機関の方法により行う。
交通機関と交通用具の1 箇月当たりの運賃等相当額を合算して支給額を算出することから、同一の支給単位期間にする必要がある。

Q 8 交通用具により通勤している者が転居することとなったが、転居前、転居後の距離が同じ（同一の手当額となる距離区分）場合における支給単位期間の設定は。

A 手当額に変更がない場合については従来の支給単位期間を変更しない。したがって返納の必要はない。

この場合、転居後の通勤届による手当認定の際に、当該転居又は異動の前における支給単位期間の開始日となった事実発生日を引き継ぐ旨を記載されたい。

Q 9 通勤方法の変更を週休日等にすること（事実発生日を週休日等にすること）は可能か。

A クラブ等で通勤の事実があるかないかに関わらず、通勤できる状態であれば可能である。

届出について

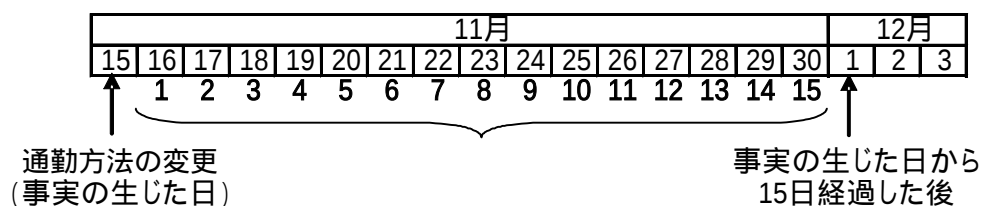
Q 1 事実の生じた日から15日を経過する場合の15日の起算日はどこからか。

A 事実の生じた日の翌日から起算する。

【例】通勤方法の変更（事実の生じた日）：11月15日

届出：12月2日

（手当額の改定時期は「支給単位期間Q 4」参照）



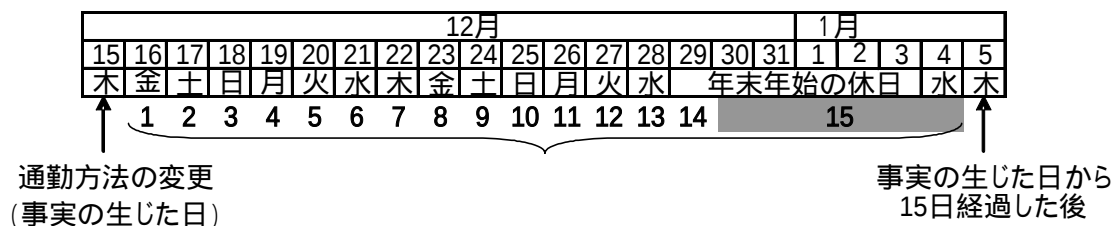
Q 2 事実の生じた日から15日目土、日、休日、年末年始の休日の場合の取扱いはどうなるのか。

A 土、日、休日、年末年始の休日の期間の翌日に、事実の生じた日から15日が満了するものとして扱う

【例】通勤方法の（事実の生じた日）：12月15日

届出：1月4日

（手当額の改定時期は「支給単位期間Q 4」参照）



Q 3 育児休業等により通勤手当が支給されていなかった職員が、育児休業等から復帰する場合に新たに通勤届を提出する必要があるか。

A 育児休業等に入る前の通勤方法、経路等から変更がなければ不要。

なお、この場合は、通勤届に育児休業等の期間を記入する。

育児休業中に転居等をしたことにより、通勤方法、経路等に変更がある場合は必要。

返納について

Q 1 転居の翌日が週休日・休日であるため通勤の事実がない場合について、返納の事由発生日は現に通勤した日とするのか。

A 転居の翌日から新たな支給単位期間が開始される（支給単位期間 Q 1 参照）ことから、転居日の翌日を返納事由の発生日とする。

なお、転居日において、転居後の住居からの通勤の事実がある場合は、転居日から新たな支給単位期間が開始日されることから、転居日を返納事由の発生日とする。

Q 2 交通機関利用者について返納を行う場合に、事由発生日の前日に定期券の払戻しを受けることができないような場合について、職員が実際に払戻しを受けた額を返納額とすることができるか。

A 職員の実際の定期券の購入形態等に関わらず、通用期間が支給単位期間である定期券の価額で支給しているため、返納時においても実態ではなく、当該定期券を返納の事由発生日の前日に払戻したものとして得られる額を返納額とする。

Q 3 交通機関利用者について、定期券の通用期間が残り少なく、払い戻し金額が 0 円の場合の返納は。

A 返納を要しない。

「返納事由の生じた日の前日に定期券の払い戻しをしたものとして得られる額」を返納額としていることから、当該額が 0 円となる（払い戻しが無い）場合は返納を要しない。

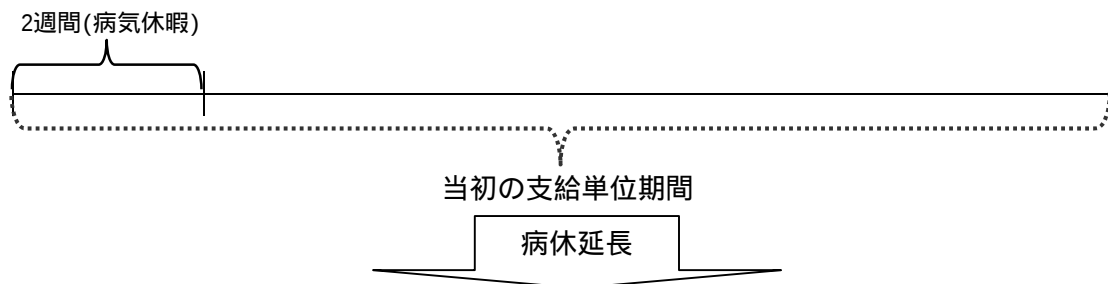
なお、定期券の払い戻しは、交通機関により、月単位の場合と日単位の場合がある。

Q 4 1箇月に満たない期間で休暇等が延長される場合において、返納事由発生日をどのようにとらえるのか。

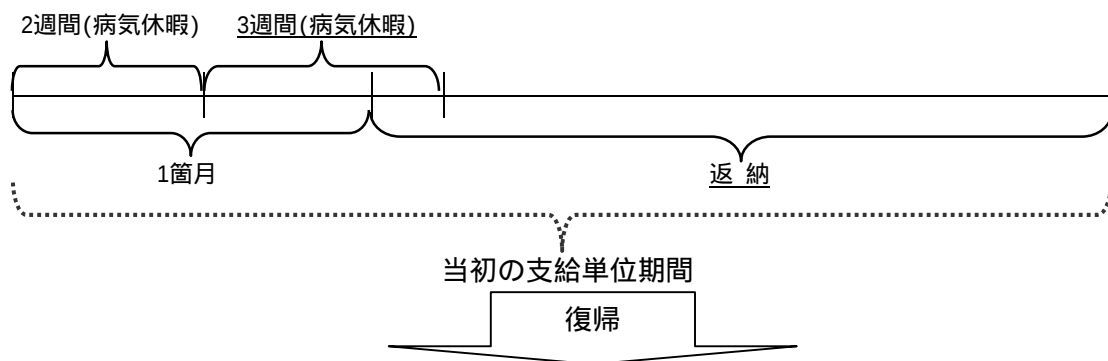
A 病気休暇等の期間が当初は1箇月に満たない期間とされていた場合で、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間が1箇月以上となった場合については、当初通勤しないこととなった日から1箇月を経過した日の翌日を事由発生日とする。

〔例〕交通機関利用者（支給単位期間：6箇月）が病気休暇を2週間取得後さらに3週間延長した場合

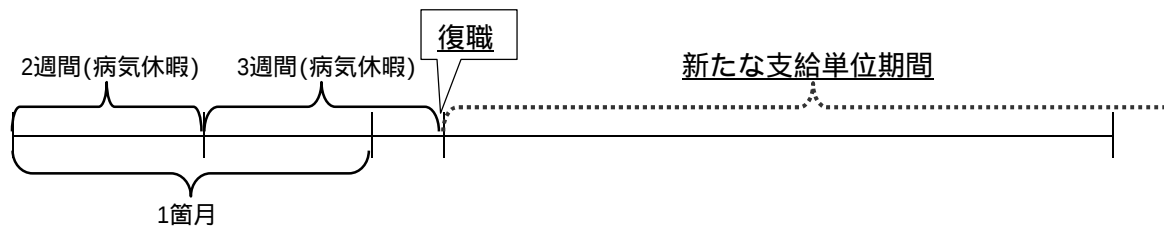
- 病気休暇を取得2週間（1箇月未満のため返納なし）



- 病気休暇を3週間延長（通算して通勤しない期間が1箇月を超えたため返納）



- 復帰（新たな支給単位期間を設定し、通勤手当を支給）



通勤経路等について

Q 1 最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法の考え方は

- A 職員の住居から在勤庁までの最短の経路で、かつ、一般的な通勤経路及び方法のうち最も経済的な通勤経路及び方法をとることを原則とし、決定権者が各職員について運賃、時間、距離等の事情に照らし充分検討の上決定する。

【例】

下記の場合において、経済的な経路は電車となるが、徒歩区間の合計がバスでは0.2km、電車では1.3kmとなり、電車の徒歩区間が1km以上あるので、バスの方が高額であるが、合理的な通勤方法として認めても差し支えない。

住居	徒歩（0.1km）	バス（1か月当たり8,000円）	徒歩（0.1km）	所属
	徒歩（0.8km）	電車（1か月当たり5,000円）	徒歩（0.5km）	

【例】

下記の場合において、徒歩区間の合計がバスでは0.2km、電車では0.5kmで、いずれも1km未満であるので、運賃が低廉な電車を最も経済的かつ合理的な経路及び方法とする。

住居	徒歩（0.1km）	バス（1か月当たり8,000円）	徒歩（0.1km）	所属
	徒歩（0.2km）	電車（1か月当たり5,000円）	徒歩（0.3km）	

【例】

下記の場合において、徒歩区間の合計がバスでは1.1km、電車では1.3kmで、いずれも1km以上となるが、この場合は、運賃、距離、交通事情、及び他の通勤者の実態等を把握の上、職員が常態とする経路を経済的かつ合理的な経路及び方法として差し支えない。

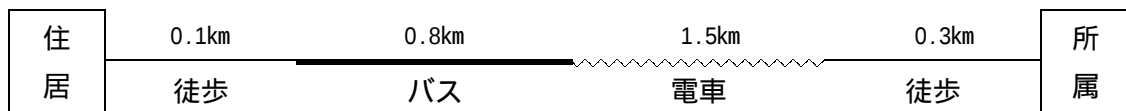
住居	徒歩（0.1km）	バス（1か月当たり8,000円）	徒歩（1.0km）	所属
	徒歩（0.5km）	電車（1か月当たり5,000円）	徒歩（0.8km）	

Q 2 利用距離が短い交通機関を認定する場合の考え方は。

A 2以上の種類を異にする交通機関等を使い継いで通勤する職員の交通機関等のうち、その者の住居または在勤庁から通常徒歩によることを例とする距離（1km）内においてのみ利用する交通機関等は、原則として運賃等の額の算出の基礎となる交通機関等とすることができない。

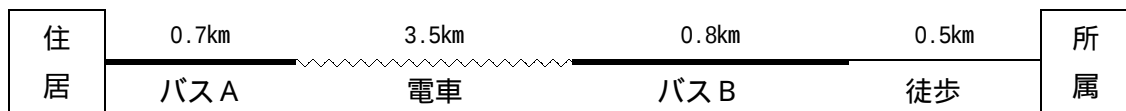
【例】

下記の場合において、住居からの徒歩区間（0.1km）とバス区間（0.8km）の合計の距離が1km未満であるから、バスは認められないので通勤手当の支給対象は電車のみとなる。



【例】

下記の場合において、住居からのバスAの距離（0.7km）は1km未満で認められないが、所属からの徒歩区間（0.5km）とバスB（0.8km）の合計の距離が1km以上であるのでバスBは認められる。したがって通勤手当の支給対象となるのは電車及びバスBとなる。

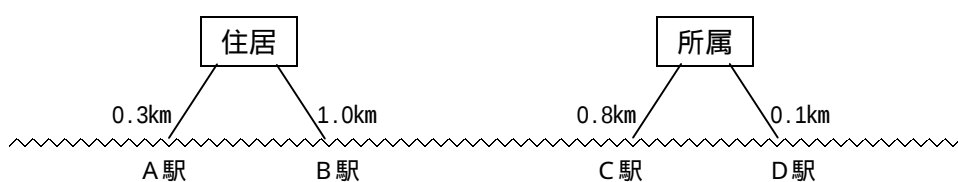


Q 3 最寄り駅の考え方は。

A 交通機関等の路程の長さの算定の基準とする乗降車駅は、住居及び在勤庁からそれぞれ最も近い駅とする。

【例】

下記の場合において、住居の最寄り駅はA駅、所属の最寄り駅はD駅となる。



Q 4 往路と帰路で通勤の経路を異にすることは認められるか。

- A 通勤経路及び方法は、原則として往路と帰路が同一のものでなければならないが、一方通行の区間のある場合や割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶために交通機関等の運行時間との関係で通勤上やむを得ない場合等の正当な事由があれば認められる。
- なお、時間外勤務を理由とすることは認められない。

Q 5 往路と帰路を異にすることを認められた場合の手当額の算出方法は。

- A 交通用具は、往路と帰路との合計距離の2分の1の距離により手当額を算出する。
- 交通機関は、往路帰路それぞれの交通機関について、回数券による額と定期券による額とを比較し、それぞれ低廉な方による

【例（交通用具）】

下記の場合において、自動車の利用距離を9.8kmとして取り扱う。

$$(9.6\text{km} + 10.0\text{km}) \div 2 = \underline{9.8\text{km}}$$

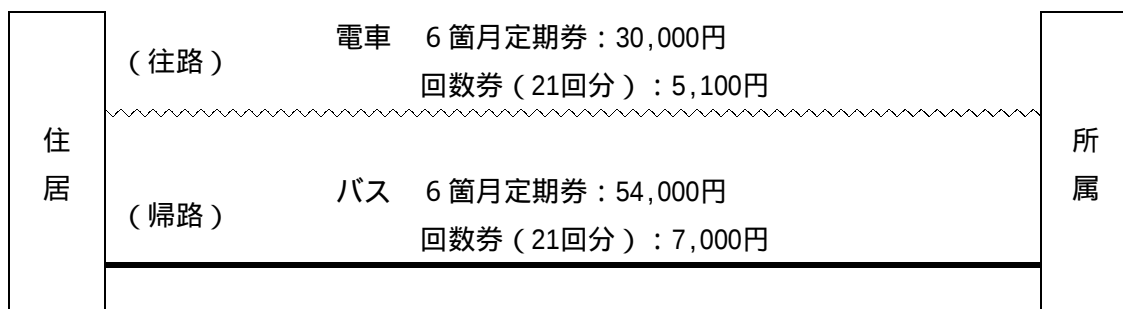


【例（交通機関）】

下記の場合において、電車は定期券、バスは回数券による。

・電車 $30,000\text{円}(\text{定期}) \div 6 = \underline{5,000\text{円}} < 5,100\text{円}(\text{回数券})$

・バス $54,000\text{円}(\text{定期}) \div 6 = 9,000\text{円} > \underline{7,000\text{円}}(\text{回数券})$

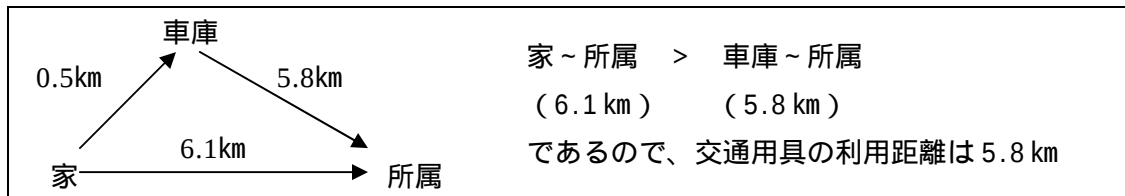


Q 6 交通用具利用者で自宅と車庫が離れている場合に、交通用具の利用距離は、実際の利用距離とすることができるか。

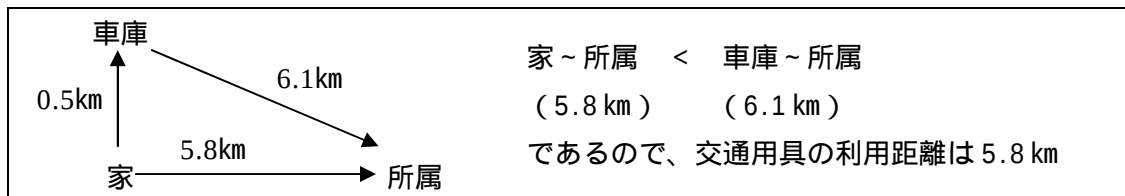
A 通勤距離は、車庫が自宅と離れていることにより交通用具の利用距離が延びても、住居と所属間の距離を上回ることはできない。

なお、実際の利用距離の方が短い場合は、利用距離による。

【例】



【例】



Q 7 住居と住居の最寄り駅間及び在勤庁と在勤庁の最寄り駅間のいずれも自動車等を使用している場合の、交通用具の利用距離は。

A 両区間の片道を合算した距離による。

【例】

住居と住居の最寄り駅間 自転車 1.2km
在勤庁と在勤庁の最寄り駅間 自転車 1.8km
通勤手当額：2,000円（自転車 3.0km）

【例】

住居と住居の最寄り駅間 自動車 9.0km
在勤庁と在勤庁の最寄り駅間 自転車 1.5km
通勤手当額：6,700円（自動車 10.5km）

自転車の使用距離と自動車の使用距離を合算した距離を使用距離とする自動車等の手当額を支給する。

臨時的任用職員の取扱いについて

Q 1 臨時的任用職員の支給単位期間の設定方法は。

A 現に発令されている任用期間の範囲内で支給単位期間を設定することを基本とする。（任用期間を超えての支給単位期間の設定はQ 3 参照）

交通機関の場合は、任用期間の範囲内の最長通用期間の定期券による。

ただし、任用期間を超える期間の定期券による方が合理的である場合は、任用期間を超える期間で支給単位期間を設定することができる。

支給単位期間が1箇月未満となる期間については、日割計算の方法による。

交通機関の場合は、日割りと1箇月定期券を比較し、低廉な方による。

【例】

○ 交通用具

任用期間	支給単位期間	支 給 額
24.4.6 ~ 24.5.18 (病休代替)	24.4.6 ~ 24.5.5 24.5.6 ~ 24.5.18	・ 4/6 ~ 5/5 1箇月 ・ 5/6 ~ 5/18 日割

○ 交通機関

任用期間	支給単位期間	支 給 額
24.4.6 ~ 24.5.18 (病休代替)	24.4.6 ~ 24.5.5 24.5.6 ~ 24.5.18	・ 4/6 ~ 5/5 1箇月定期 ・ 5/6 ~ 5/18 日割 5/6 ~ 5/18は1箇月定期券よりも日割りの方が低廉とする

○ 交通機関

任用期間	支給単位期間	支 給 額
24.4.6 ~ 24.9.18 (病休代替)	24.4.6 ~ <u>24.10.5</u>	・ 4/6 ~ 7/5 3箇月定期 ・ 7/6 ~ 8/5 1箇月定期 ・ 8/6 ~ 9/5 1箇月定期 ・ 9/6 ~ 9/18 日割 } > 6箇月定期の額 → 6箇月定期で支給

Q 2 臨時的任用職員にかかる支給単位期間の調整とは具体的にどのようなものか。

A 下記の場合については、それぞれの場合における支給単位期間を定める。

ただし、日割りによる支給回数が増える場合は、支給単位期間の調整を行わない。

【交通機関利用の場合】

3月末（3/30又は3/31に限る。）までの任用が見込まれる者について、支給単位期間の開始日が9月30日以前の場合は、当該支給開始日から9月30日までを調整期間とし、最も低廉となる手当額を一括支給する。

また、以降の支給単位期間については、10月1日から3月末までとし、6箇月定期券の価額により支給する。

（例） 任用期間：4/2～3/31（本定員）

7月27日転居（転居後の支給単位期間の開始日：7月28日）

	7/28	8/28	9/28	10/1	3/31
支給単位期間	2 箇月 3 日（7/28～9/30）			6 箇月（10/1～3/31）	
支給時期	8 月			10 月	
支給額	1 箇月定期券 + 1 箇月定期券 + 回数券等			6 箇月定期券	

9/28～9/30は週休日なしとし、回数券等による支給額が低廉となる場合とする

【交通用具利用の場合】

月末で任用が終了することが見込まれる者について、支給単位期間の開始日が月の中途の場合は、当該支給開始日から最初の月末までを調整期間とし、日割りにより支給する。

また、以降の支給単位期間については月の初日から末日までとし、1 箇月の手当額を支給する。

（例） 任用期間：5/20～7/31（病休代替）

	5/20	6/1	7/1	7/31
支給単位期間	8 日（5/20～5/31）	1 箇月（6/1～6/30）	1 箇月（7/1～7/31）	
支給時期	6 月	6 月	7 月	
支給額	日割り	1 箇月手当額	1 箇月手当額	

5/20～5/31の週休日は4日とする

【交通機関及び交通用具の併用の場合】

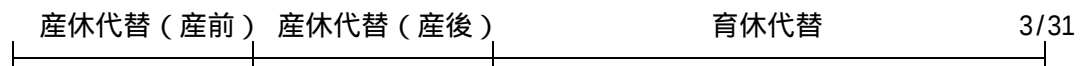
- ・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合
交通機関及び交通用具のそれぞれの方法により調整を行う。
- ・ 1 箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合
交通機関の方法により行う。
交通機関と交通用具の1 箇月当たりの運賃等相当額を合算して支給額を算出することから、同一の支給単位期間にする必要がある。

Q 3 臨時的任用職員について任用期間を超える期間で支給単位期間を設定することができるのはどのような場合か。

- A 原則として、支給単位期間は現に発令されている任用期間に応じて設定する。
ただし、次の事例について、支給単位期間を設定する際に任用期間の更新等が明らか
な場合は、更新等後の任用期間を含めた期間で支給単位期間を設定することができる。
なお、この場合において、年度を超えての設定は行わない。

産休代替（産後）から、引続き育休代替として任用される場合

〔任用形態〕

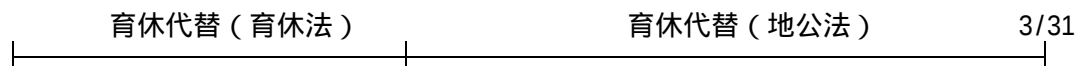


〔支給単位期間〕



地公法第22条による育休代替で、育休法による育休代替から引続く場合

〔任用形態〕

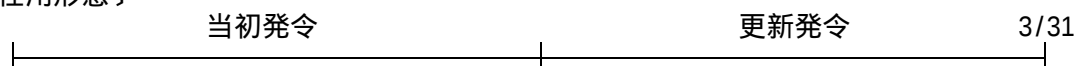


〔支給単位期間〕



本定員臨任において支給単位期間を設定する際に任用期間の更新が明らかな場合

〔任用形態〕



〔支給単位期間〕



監査等指摘事項（口頭及び事務指導含む）

1 認定

高速自動車国道等の有料道路料金の加算について、支給要件を満たしていない職員に対して認定を行っていた。

（認定マニュアル：「通勤手当に係る新幹線鉄道等の特別料金等の加算措置について」P22 - 1 - （１）参照）

4月1日の異動者から通勤届が4月20日に提出されていたが、増額改定を4月1日から行っていた。

（ - Q 4、 - Q 1 参照）

6箇月定期券が発行されている交通機関について、3箇月定期券で認定を行っていた。

（認定マニュアル：「通勤手当」P 5 - 4 - （１）、P 8 - 5 （２）参照）

神戸市バス・山陽バスの共同路線から神戸市営地下鉄に乗り継いでいる職員について、連絡定期割引の方が低廉となるにも関わらず、それぞれの定期券で認定を行っていた。

（ - Q 5 参照）

バス会社で運賃改定が行われ、定期券の価額が値下げされていたが、減額改定が行われていなかった。

（認定マニュアル：「通勤手当」P12 - 6 - （３）参照）

2 戻入

支給単位期間の途中で退職した者について、返納手続きを行っていなかった。

（認定マニュアル：「通勤手当」P13 - 7 - （１）参照）

職員が1か月以上の出張をした場合において、返納手続きを行っていなかった。

（認定マニュアル：「通勤手当」P13 - 7 - （１）参照）